告示

○総務省告示第百六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第一項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十六年四月十一日

総務大臣　新藤　義孝

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　千葉県市川市鬼高４―２―33　(66.20) (2)　千葉県市川市大野町３―1507―８　(70.00)	北緯35度42分38秒東経139度55分39秒の地点と北緯35度44分39秒東経139度56分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度44分43秒東経139度56分39秒の地点と北緯35度45分00秒東経139度56分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度45分02秒東経139度56分47秒の地点と北緯35度45分27秒東経139度57分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　山梨県甲府市朝気３―16―６　(305.80) (2)　山梨県甲府市横根町455―１　(306.20)	北緯35度38分54秒東経138度34分57秒の地点と北緯35度39分19秒東経138度36分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都八王子市明神町１―４―１　(187.80) (2)　東京都八王子市石川町1826―４　(155.30)	北緯35度39分23秒東経139度21分02秒の地点と北緯35度40分05秒東経139度21分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度40分11秒東経139度21分13秒の地点と北緯35度40分17秒東経139度21分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都武蔵村山市三ツ木1023―１　(176.10) (2)　東京都東大和市中央２―827―27　(111.90)	北緯35度45分20秒東経139度22分28秒の地点と北緯35度45分15秒東経139度22分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　山梨県甲府市朝気３―16―６　(312.30) (2)　山梨県笛吹市境川町坊ヶ峯字唐沢159―11　(426.90)	北緯35度38分54秒東経138度34分57秒の地点と北緯35度35分57秒東経138度36分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　茨城県水戸市宮町１―１―83　(81.40) (2)　茨城県ひたちなか市大字枝川字ざんざ町1793―２　(49.10)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度23分10秒東経140度29分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　千葉県印西市内野１―14　(74.60) (2)　千葉県印西市草深字貢700―２　(67.10)	北緯35度47分39秒東経140度07分36秒の地点と北緯35度47分33秒東経140度09分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　千葉県千葉市中央区千葉港７―５　(105.30) (2)　千葉県千葉市若葉区都賀３―11―１　(62.80)	北緯35度36分28秒東経140度06分11秒の地点と北緯35度37分44秒東経140度08分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度37分49秒東経140度08分32秒の地点と北緯35度37分51秒東経140度08分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　千葉県千葉市中央区千葉港７―５　(80.40) (2)　千葉県千葉市美浜区新港196　(44.10)	北緯35度36分28秒東経140度06分11秒の地点と北緯35度36分41秒東経140度05分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　千葉県千葉市中央区千葉港７―５　(80.80) (2)　千葉県千葉市中央区赤井町747―５　(75.40)	北緯35度36分28秒東経140度06分11秒の地点と北緯35度34分23秒東経140度09分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　埼玉県さいたま市岩槻区西町２―５―40　(75.60) (2)　埼玉県越谷市大字野島字内212　(47.10)	北緯35度57分12秒東経139度41分26秒の地点と北緯35度55分40秒東経139度44分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　茨城県水戸市宮町１―１―83　(81.50) (2)　茨城県水戸市西大野字後田53―１　(46.10)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度21分42秒東経140度30分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　茨城県水戸市宮町１―１―83　(106.00) (2)　茨城県水戸市見和２―255　(49.30)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度22分27秒東経140度26分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　茨城県水戸市宮町１―１―83　(81.50) (2)　茨城県水戸市平須町字向井原1368―１　(71.10)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度21分34秒東経140度27分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度21分31秒東経140度27分25秒の地点と北緯36度21分28秒東経140度27分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度21分27秒東経140度27分20秒の地点と北緯36度20分45秒東経140度26分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　茨城県水戸市宮町１―１―83　(85.30) (2)　茨城県那珂市菅谷字雨宮3012―14　(86.10)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度27分23秒東経140度29分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域